

豊川市公共用地境界確定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市が管理する公共用地（以下「公共用地」という。）に係る境界確定事務の適正かつ円滑な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共用地の範囲)

第2条 この要領において公共用地とは、豊川市が管理する次に定めるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 海岸法（昭和31年法律第101号）の適用を受ける海岸
- (4) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）の適用を受ける漁港
- (5) 道路法の適用を受けない道路
- (6) 河川法の適用又は準用を受けない河川
- (7) 海岸法の適用を受けない海岸
- (8) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

(境界確定の申請)

第3条 公共用地との境界確定を求める者（以下「申請者」という。）は、公共用地境界確定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、豊川市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 位置図（縮尺が1/2500程度のもの）
- (2) 公図写し（法務局備付け公図の写しに方位、縮尺、転写年月日を記載したもの）
- (3) 登記事項証明書又は登記事項要約書
- (4) 関係土地所有者一覧表（様式第2号）
- (5) 現況実測平面図（縮尺が1/250から1/500程度までのもの）
- (6) 委任状（様式第3号）
- (7) 隣接地及び対側地の確定測量図、換地図等
- (8) その他市長が必要と認める書類

(申請者)

第4条 申請者は公共用地に接する土地の所有者（以下「所有者」という。）とする。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人が所有者の場合は、代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合は、共有者全員とする。ただし、共有者全員の委任を受けた者は、申請することができる。
- (3) 所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、相続人全員の委任を受けた者は、申請することができる。
- (4) 未成年者の場合は、法定代理人とする。申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ法定代理人が併記捺印して申請するものとする。

る。

(5) 開発行為、工事施工又は公用廃止の申請で、土地所有者が多数の場合は、その施行者が土地所有者の委任を受け申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代行する場合は、その代行者が申請書に委任状(様式第3号)を添付のうえ事務を行うことができる。
(書類審査等)

第5条 市長は、境界確定の申請があったときは次の事項を審査し、境界確定を実施することが適当である場合は、公共用地境界確定申請受付簿(様式第4号)に必要事項を記入するものとする。

- (1) 申請者が申請適格を備えていること。
- (2) 境界確定しようとする土地は、第2条に列記した公用土地であること。
- (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。
- (4) 申請地及び付近地についての確定の有無。

(事前調査)

第6条 市長は境界確定の申請にかかる土地について必要に応じて次の事項に基づき調査するものとする。

- (1) 旧土地台帳等及び周辺土地の沿革
- (2) 法務局備付地図の分筆、合筆等の経過
- (3) 境界付近地の沿革が確認できる市町村、社寺、旧家等が所蔵する古図、換地図等
- (4) 過去の立会記録、資料等

(立会等の通知)

第7条 市長は、境界確定を実施しようとするときは、申請者に対し、立会場所、立会日、立会時間その他必要な事項を通知するものとする。

2 市長は、同時に立会が必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人及びその他参考人等に対しては、申請者から立会依頼させるものとする。

(境界確定)

第8条 市長は、立会にあたり、申請書に添付されている関係土地所有者一覧表(様式第2号)により立会者を確認するものとする。

2 市長は、立会者全員をもって境界確定を行うものとする。ただし、関係土地所有者一覧表による立会者が、立会を委任状(様式第5号)により委任した場合は、その受任者を確認して境界確定を行うものとする。

3 公共用地(道路)の幅員が4メートル未満の場合は、原則として対側地の所有者が立会うものとする。

4 市長は、境界確定作業に際し、立会者が了知している既設杭の位置等の情報提供を求めることができる。

5 市長は、現況実測平面図、公図及び登記事項証明書又は登記事項要約書等、その他参考とすべき資料に基づいて境界確定を行うものとする。

(境界立会報告書の作成)

第9条 市長は、境界確定の協議をした場合は、境界立会報告書(様式第6号)を作成するものとする。

(境界立会報告書の審査及び確定)

第10条 市長は、前条の境界立会報告書の内容を審査し、境界確定の協議をするものとする。

(境界確定図書の作成)

第11条 市長は、境界確定の協議が整ったときは、申請者に次の図書を提出させるものとする。

- (1) 境界確定図
- (2) 利害関係者の境界立会の確認書(様式第8号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(境界確定証明書の交付)

第12条 境界確定後、境界確定の証明を受けようとする者は、境界確定証明交付申請書(様式第7号)に前条に規定する図書等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が適当と認める場合は、境界確定証明書(様式第9号)を交付するものとする。

(境界標の設置)

第13条 市長は、境界確定の協議が整ったときは、申請者に境界標を設置させるものとする。

(申請の取下)

第14条 申請者は、申請書の取り下げをするときは、公共用地境界確定申請書取下願(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(申請の却下)

第15条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、公共用地境界確定申請却下通知書(様式第11号)により申請書を却下することができる。

- (1) 申請者に提出を求めた書類が提出されず、市長が催促の通知後、60日以内に提出がない場合。
- (2) 申請者が、第7条第1項に規定する通知に応じず、同項に規定する立会日から、さらに60日以内に現地立会に応じない場合。

2 前項第1号の催告は、催告通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項及び前項に定める通知が申請人に到達しない時は、告示をもって通知に変えるものとする。

(境界確定の不調通知)

第16条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、公共用地境界確定不調通知書(様式第13号)により申請者に通知するものとする。

- (1) 境界確定線の協議が整わない場合。
- (2) 境界確定図書が境界確定の協議が整った日から90日までの期間に提出されない場合。
- (3) 申請する土地が訴訟中の場合。ただし、訴訟内容により境界確定を行っても支障のないものは、この限りではない。
- (4) その他境界を確定することができない場合。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、境界確定に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要領は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に申請のあった境界確定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成30年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市公共用地境界確定事務取扱要領の規定に基づいて作成されている公共用地境界確定申請書その他の用紙は、改正後の豊川市公共用地境界確定事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要領は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市公共用地境界確定事務取扱要領の規定に基づいて作成されている公共用地境界確定申請書その他の用紙は、改正後の豊川市公共用地境界確定事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。